平成２９年（再イ）第１５号
鹿児島県霧島市福山町福山5764番地144
再生債務者　和田　直一
1　決議に付する再生計画案　平成30年１月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月５日まで
平成30年３月８日
鹿児島地方裁判所加治木支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第１０５号
東京都八王子市北野台２丁目３番９号
再生債務者　菅原　武志
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月８日
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（再イ）第３８０号
神奈川県高座郡寒川町宮山1003番地３　グランドゥール102号
再生債務者　宮良　武和
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月８日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（再イ）第１４１号
大阪府東大阪市菱屋東１丁目14番20号
再生債務者　秀塾こと江上洋子こと　趙　　洋子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成30年３月８日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１号
青森県八戸市下長６丁目６番10号
再生債務者　植村　　浩
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月４日から平成30年４月18日まで
青森地方裁判所八戸支部個人再生係
平成２９年（再ロ）第１０号
神奈川県小田原市久野1686番地の12
再生債務者　遠藤冬美子
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年３月28日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月11日から平成30年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係
平成３０年（再ロ）第１０００５号
東京都小金井市貫井南町５―13―20
再生債務者　本間　一義
1　決定年月日時　平成30年３月６日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月３日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月17日から平成30年５月８日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成３０年（再ロ）第１０００６号
神奈川県藤沢市辻堂太平台２―８―１―307
再生債務者　絹川　敏明
1　決定年月日時　平成30年３月７日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月４日まで
4　一般異議申述期間　平成30年４月18日から平成30年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第６号
相模原市南区新戸2147番地１　リベラル相武台下103
再生債務者　阿部　　淳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月16日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月29日まで
平成30年３月８日
横浜地方裁判所相模原支部
平成２９年（再ロ）第１２号
千葉県柏市松ケ崎244番地３　エクセレントハウス204号
再生債務者　佐藤　崇之
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月４日まで
平成30年３月７日
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２９年（再ロ）第１０号
大阪府和泉市池田下町1867番地の５
再生債務者　澤田　靖臣
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月15日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月４日まで
平成30年３月７日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
平成２９年（再ロ）第２１号
京都府京田辺市山手東２丁目５番地１　Ｂ―802号
再生債務者　中村　一隆
1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年２月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年４月９日まで
平成30年３月８日
京都地方裁判所第５民事部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成30年３月16日　　長崎県教育委員会
1　氏名　濵口　祐輔、本籍地　長崎県
(1)　幼稚園教諭二級普通免許状
免許状の番号　昭55幼二普第1541号
授与年月日　昭和56年３月31日
授与権者　福岡県教育委員会
(2)　小学校教諭二級普通免許状
免許状の番号　昭55小二普第654号
授与年月日　昭和56年３月31日
授与権者　福岡県教育委員会
(3)　小学校教諭一種免許状
免許状の番号　平３小一種第29号
授与年月日　平成４年２月16日
授与権者　長崎県教育委員会
2　失効年月日　平成29年12月22日

会社その他の公告

合併公告
左記法人は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
なお、両法人の社員総会の承認決議は平成二十九年十月六日に終了しており、平成三十年三月一日に北海道知事の認可も得ております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
平成三十年三月十六日
札幌市中央区宮の森三条七丁目五番二五号
（甲）医療法人讃生会
理事長　河本　俊
札幌市北区新琴似一一条一二丁目五番二五号
（乙）医療法人社団北陽内科医院
理事長　河本　俊

合併公告
左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）確定した事業年度はありません。
平成三十年三月十六日
和歌山市小松原五丁目三番五号
（甲）株式会社ベストシーン
代表取締役　鈴木　崇文
宮崎県東諸県郡綾町大字南俣二三四五番地一
（乙）株式会社ひなたファーム
代表取締役　鈴木　崇文